

令和元年 議案第19号

学校評議員の選任について

上記の議案を提出する。

令和元年5月16日提出

みよし市教育委員会

教育長 今瀬良江

説明

この案を提出するのは、学校評議員を選任する必要があるからである。

平成31年度 学校評議員名簿 (案)

中部小学校

番号	氏名	性別	職業・役職等	備考
1	長山家久	男	元教育委員会委員長	
2	原田文俊	男	三好上行政区長	
3	柘植久子	女	わかば保育園長	
4	春山士朗	男	三好中学校教頭	
5	原俊輔	男	PTA会長	

北部小学校

番号	氏名	性別	職業・役職等	備考
1	近藤憲司	男	前福谷行政区長	
2	加藤志津香	女	元教育委員会委員長	
3	鈴木淳	男	元みよし市副市長	
4	青木公男	男	民生児童委員	
5	今井敦子	女	城山保育園長	

南部小学校

番号	氏名	性別	職業・役職等	備考
1	加藤俊直	男	元教育委員会委員長	
2	小野田加代子	女	元PTA母親代表	
3	深谷良雄	男	元明知上行政区長	
4	増岡万里子	女	青少年補導員	
5	渡辺三奈	女	おはなし会みなみ ボランティア	
6	水野紀美	女	明知保育園長	

天王小学校

番号	氏名	性別	職業・役職等	備考
1	高崎佑兆	男	元天王小学校長	
2	久野美知子	女	元教員	
3	伊藤慎悟	男	元PTA会長	
4	檜山智子	女	元PTA副会長	
5	澤田百合子	女	天王保育園長	

三吉小学校

番号	氏名	性別	職業・役職等	備考
1	都築一浩	男	三好下行政区長	
2	小嶋潔	男	三好下防犯パトロール隊長	
3	柘植久明	男	西一色防犯パトロール隊長	
4	酒井孝芳	男	福田防犯パトロール隊長	
5	土屋康子	女	児童クラブ主任指導員	
6	辻有記衣	女	なかよし保育園長	
7	小舟陽子	女	西一色児童厚生員	

三好丘小学校

番号	氏名	性別	職業・役職等	備考
1	尾関裁子	女	民生児童委員	
2	澤柳英博	男	青少年補導員	
3	村上芳枝	女	学校法人鈴木学園統括園長	
4	鬼頭恵子	女	三好丘児童クラブ主任	
5	上田雄大	男	PTA会長	

緑丘小学校

番号	氏名	性別	職業・役職等	備考
1	田中 朋子	女	三好丘桜行政区長	
2	白石 黄識	男	ひばりヶ丘行政区長	
3	三ツ本 隆	男	三好丘緑行政区長	
4	榑原 禎郎	男	元 名古屋市立学校長	
5	佐堀 守秀	男	元 教育委員会委員長	
6	谷 由記子	女	H28 PTA母親代表	
7	山尾 真喜子	女	H29 PTA母親代表	
8	近藤 員子	女	H30 PTA母親代表	

黒笹小学校

番号	氏名	性別	職業・役職等	備考
1	小島 茂	男	元 青少年補導員	
2	渡邊 今日子	女	黒笹保育園長	
3	山本 健太郎	男	前 PTA会長	
4	大門 樹久世	女	学校支援ボランティア、公益財団法人職員	
5	川上 治美	女	青少年補導員	
6	芹川 友紀	女	青少年補導員	

三好中学校

番号	氏名	性別	職業・役職等	備考
1	富樫 佐智子	女	元 教育委員会教育長職務代理者	
2	小嶋 伊志恵	女	すみれ保育園長	
3	久野 文仁	男	民生児童委員	
4	久野 光孝	男	みよし市民病院 元PTA会長	
5	福田 綾	女	天王小学校PTA副会長	

北中学校

番号	氏名	性別	職業・役職等	備考
1	前川 和彦	男	筋生行政区長	
2	児玉 文子	女	三好丘聖マーガレット幼稚園園長	
3	井戸 隆彦	男	前 PTA会長	
4	野澤 雄二	男	元 PTA会長	
5	田中 朋子	女	三好丘桜区長	
6	廣田 修二	男	東海学園大学講師	

南中学校

番号	氏名	性別	職業・役職等	備考
1	野田 一弘	男	県立三好高等学校教頭	
2	鈴木 真弓	女	打越保育園長	
3	加藤 大輔	男	前 南部小PTA会長	
4	木戸 健吾	男	前 PTA会長	
5	伊藤 正道	男	明知下区長	

三好丘中学校

番号	氏名	性別	職業・役職等	備考
1	酒井 直樹	男	元 PTA会長	
2	長谷 勝	男	三好丘旭行政区長	
3	村上 芳枝	女	学校法人鈴木学園統括園長	
4	古田 みどり	女	元 教育委員会教育長職務代理者	
5	中山 弘之	男	愛知教育大学准教授	

みよし市立学校評議員制度実施要綱

みよし市教育委員会

(趣旨)

第1条 少子高齢化、国際化などの進展や地方分権の推進に伴い、教育の分野においても、時代の変化に対応し得る改革が強く求められている。とりわけ学校教育では、地域の教育の力を生かし、地域に開かれた特色ある教育を推進した学校運営が求められている。

学校が推し進めようとする教育活動が、地域住民の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して一体となって子どもの健やかな成長を図っていくためには、学校をより開かれたものにする必要がある。

そのために、各学校が保護者や地域住民などの意向を把握・反映し、その協力を得るとともに、学校運営の状況などを周知するなど、学校としての説明責任を果たしていくことが重要である。

みよし市教育委員会は、こうした地域全体から学校及び校長への支援体制をつくるため、学校評議員の設置を実施する。

(学校評議員の任務及び義務)

第2条 学校評議員は校長の求めに応じ、学校の経営方針や教育活動の実施、学校と地域社会との連携の進め方などについて、幅広い視点から学校への意見・助言を述べたり協力したりする。ただし、個々の教員の教育活動、人事異動などプライバシーに関すること、及び学校予算など、学校経営について意思決定を行ったり、答申や建議を行ったりするものではなく、その他教育の中立性を侵すものは除くこととする。

2 学校評議員は、学校で知り得た事項について守秘義務を有する。

(学校評議員の委嘱等)

第3条 学校評議員は、学校や地域の実情において、次に挙げるものの中から校長が推薦し、教育委員会が委嘱する。

- (1) 地域の有識者
- (2) その他校長が必要と認めるもの

(学校評議員の人数)

第4条 学校評議員の人数は、学校や地域の実情などを踏まえて、校長が決定する。

(学校評議員の任期)

第5条 学校評議員の任期は、原則として1年とするが、再任は妨げない。ただし、同一人物が長期にわたって就任することがないように配慮する。

(学校評議員との意見交換)

第6条 校長は学校評議員が一堂に会し意見を述べる機会(学校評議員会)を設定する。

- 2 校長は、必要に応じて個々の学校評議員の意見を求めることができる。
- 3 相談に回数や時期は、学校の実情に応じて校長が決定する。
- 4 相談を行う場合には、校長が指名する教職員が出席することができる。

(事務)

第7条 学校評議員に関する事務は、校務分掌上に位置づけるものとする。

(報告)

第8条 校長は、次の各号に示す内容をみよし市教育委員会に報告する。

- (1) 学校評議員名簿(様式1)
- (2) 学校評議員設置計画について(様式2)
- (3) 学校評議員設置の成果と反省について(様式3)

附 則

この実施要綱は、平成15年5月21日より施行する。

平成22年1月4日より施行する。

令和元年 議案第20号

みよし市学校給食センター運営委員会委員の選任について
上記の議案を提出する。

令和元年5月16日提出

みよし市教育委員会

教育長 今 瀬 良 江

説 明

この案を提出するのは、みよし市学校給食センター運営委員の交代につき新たに選任する必要があるからである。

令和元年度みよし市学校給食センター運営委員会 名簿(案)

任期:平成30年4月1日～令和2年3月31日

	氏名	選出区分	備考
1	板倉 広幸	小中学校長代表	三吉小学校長
2	平川 哲也	小中学校教頭代表	北部小学校教頭
3	新 菅田 健	小中学校教務主任代表	緑丘小学校教務主任
	旧 茂木 学	〃	南中学校教務主任
4	天野 智加子	小中学校養護教諭代表	三吉小学校主任養護教諭
5	吉田 豊子	小学校給食主任	中部小学校給食主任
6	末次 志麻	〃	南部小学校給食主任
7	寺道 三紀子	〃	天王小学校給食主任
8	岡田 愛未	〃	三好丘小学校給食主任
9	新 西野 吉栄	〃	黒笹小学校給食主任
	旧 梶原 晴美	〃	黒笹小学校給食主任
10	新 寺野 美紀	中学校給食主任	三好中学校給食主任
	旧 市岡 佐也奈	〃	三好中学校給食主任
11	池本 直子	〃	北中学校給食主任
12	新 山田 萌乃	中学校給食主任	南中学校給食主任
13	新 山田 文菜	中学校給食主任	三好丘中学校給食主任
	旧 下野 彩花	〃	三好丘中学校給食主任
14	新 徳田 康友	小学校PTA代表	小中学校PTA連絡協議会代表
	旧 加藤 智嗣	〃	小中学校PTA連絡協議会代表
15	新 井東 慎一	中学校PTA代表	小中学校PTA連絡協議会代表
	旧 合田 康司	〃	小中学校PTA連絡協議会代表
16	大澤 正彦	学校の校医	くまさんこどもクリニック医院長
17	前田 彰	衣浦東部保健所代表	衣浦東部保健所食品安全課長
18	新 竹谷 真由美	保育園父母の会代表	保育園父母の会副会長
	旧 田中 美帆	〃	保育園父母の会副会長

○みよし市立学校給食センター設置条例

昭和48年三好町条例第1号

(設置)

第1条 市は、学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2の規定に基づき学校給食センター(以下「給食センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 みよし市立学校給食センター
- (2) 位置 みよし市三好町笠松46番地1

(運営委員会)

第3条 給食センターの運営を適正かつ円滑にするため、給食センターにみよし市学校給食センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会は、給食センターの運営に関する重要な事項について調査審議し、教育委員会に助言する。

(委任)

第4条 この条例の定めるもののほか必要な事項は、みよし市教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和48年5月10日から施行する。

附 則(昭和53年3月24日条例第15号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(平成3年3月19日条例第13号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月24日条例第14号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月25日条例第16号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年11月5日条例第35号)

この条例は、平成22年1月4日から施行する。

(目的)

第1条 この規則は、みよし市立学校給食センター設置条例(昭和48年三好町条例第1号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づいて、みよし市立学校給食センター(以下「給食センター」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

(業務)

第2条 給食センターの業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 施設及び労務の管理に関すること。
- (2) 庶務、経理その他事務全般に関すること。
- (3) 給食の献立作成並びに衛生管理に関すること。
- (4) 給食物資の購入に関すること。
- (5) 調理に関すること。
- (6) 調理品の輸送及び配分に関すること。
- (7) その他学校給食全般に関すること。

2 前項の業務を必要に応じてみよしの認めたものに委託することができる。

(職員)

第3条 給食センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 事務職員
- (3) 栄養士
- (4) 機罐士
- (5) 調理員

第4条 職員の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 所長は、給食センターに属する業務をつかさどり、所属職員を監督する。
- (2) 事務職員は、上司の命を受け、事務に従事する。
- (3) 栄養士は、上司の命を受け、栄養並びに献立に関する事務に従事する。
- (4) 機罐士は、上司の命を受け機関の管理及び操作にあたる。
- (5) 調理員は、上司の命を受け調理の労務に従事する。

第5条 職員の服務については、みよし市職員の例に準じて教育委員会が定める。

(運営委員会の審議事項)

第6条 条例第3条第2項に規定する重要な事項とは、次に掲げる事項とする。

- (1) 学校給食に関すること。

- (2) 給食費に関すること。
- (3) 給食センターの施設及びその管理に関すること。
- (4) その他学校給食に関すること。

(運営委員会の組織)

第7条 運営委員会は、委員18人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。
 - (1) 市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の校長の代表
 - (2) 学校の教頭の代表
 - (3) 学校の教務主任の代表
 - (4) 学校の養護教諭の代表
 - (5) 学校の給食主任
 - (6) 小学校のPTAの代表
 - (7) 中学校のPTAの代表
 - (8) 学校の校医
 - (9) 本市の保健衛生を所管する保健所の代表
 - (10) 市立保育園の父母の会の代表

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(運営委員会の委員長等)

第8条 運営委員会に、委員長、副委員長各1名を置く。

- 2 委員長、副委員長の選任は、委員の互選による。
- 3 委員長は、運営委員会を代表し、会議を招集し、またこれを主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときはその職務を代行する。

(運営委員会の会議)

第9条 運営委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 運営委員会の会議の定足数は、委員の過半数とする。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは委員長が決する。

(給食費の負担及び徴収)

第10条 保護者の負担する給食費（以下「給食費」という。）の額は次のとおりとする。

- (1) 児童等 日額240円以内
- (2) 生徒等 日額270円以内

2 給食費は、納入通知書（別記様式）により、毎月15日までに前月分を徴収するものとする。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和52年7月1日から施行する。
- 2 三好町立学校給食センター運営規則（昭和48年教委規則第1号）、三好町立学校給食センター運営委員会の運営に関する規則（昭和48年教委規則第2号）は、これを廃止する。

附 則（昭和53年6月1日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則（昭和56年3月19日教委規則第3号）

この規則は、昭和56年4月1日より施行する。

附 則（平成3年3月22日教委規則第4号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成14年4月16日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年12月19日教委規則第9号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年2月4日教委規則第3号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月1日教委規則第8号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の三好町立学校給食センター管理規則により委嘱された委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

附 則（平成21年3月25日教委規則第2号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月22日教委規則第4号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。